

## 第 2 章

### 総説及び一般原則

## 1. 性格

厚生労働省編職業分類（以下「職業分類」という。）は、職務の類似性、及び公共職業安定機関における求人・求職の取扱件数などにもとづいてそれぞれの職業に対して社会的にどの程度需給があるかを考慮して職業を区分し、それを体系的に分類したものであって、主に公共職業安定機関における職業紹介業務に用いるための職業分類として編集したものである。

## 2. 用語の定義

### ①職業<sup>1</sup>

この職業分類における職業とは、職務・職位・課業によって構成される概念であり、職務の内容である仕事や課せられた責任を遂行するために必要な知識・技能などの共通性又は類似性によってまとめられた一群の職務をいう。

### ②職務

職務とは、一群の職位がその主要な仕事と責任に関して同一である場合、その一群の職位をいう。

### ③職位

職位とは、一人の人に割り当てられた仕事と責任との全体をいう。

### ④課業

課業とは、職位に含まれる各種の仕事のうち、個々のひとまとまりの仕事をいう。

### ⑤仕事

仕事とは、職業活動において特定の活動を果たすために払われる精神的、身体的努力をいう<sup>2</sup>。

- (注) 1.職業分類において「職業」とは、個人の属性からみた場合の事業（体）におけるつとめの種類を表す。これに対して「職種」とは、通常、事業（体）の属性としてのつとめの種類を表している。多くの場合、両者の指す内容はほぼ同一である。  
2.仕事のうち特に身体的努力を要するものを作業という。

## 3. 職業分類の適用及び分類項目の設定

### (1) 職業分類の適用

この職業分類の適用単位は職務であるが、職業紹介業務においては求人・求職者に対してその仕事を通じて適用し、主に求人・求職者の職業を決定するために用いられる。

### (2) 分類項目の設定

この職業分類の分類項目は、産業分類の区分とは独立に<sup>3</sup>、職務の類似性、及び職業紹介業務における求人・求職の取扱件数などにもとづいてそれぞれの職業に対して社会的にどの程度需給があるかを考慮して定めている。職務の類似性を判断する際に考慮した点は、以下のとおりである<sup>4</sup>。

- ①仕事の遂行に必要とされる知識又は技能
- ②事業所又はその他の組織の中で果たす役割
- ③生産される財又は提供されるサービスの種類
- ④作業者が扱う道具・機械器具・設備・原材料の種類
- ⑤作業に従事する場所及び環境
- ⑥仕事に必要なとされる資格又は免許の種類

(注) 3.産業と職業との関係が密接であると考えられる農林水産業については、この限りではない。

4.①から⑥の諸点は、職業分類表に設定されている分類項目を全体的にみたときに相対的に考慮されることの多いものの順に配列している。

## 4. 分類構造、分類項目の配列、分類符号

### (1) 分類構造

この職業分類の分類表は、大分類、中分類、小分類、細分類の4階層に区分された分類項目によって構成されている。各階層の分類項目の数は、大分類が11項目、中分類が73項目、小分類が369項目、細分類が892項目である。ひとつの大分類に設ける中分類の数には制限を設けていない<sup>5</sup>。同様に、ひとつの中分類に設ける小分類の数及びひとつの小分類に設ける細分類の数にも制限を設けていない<sup>6</sup>。

大分類、中分類、小分類の上位3階層の項目は、原則として日本標準職業分類の分類項目に準拠して定めている<sup>7</sup>。

#### ①大分類項目及び中分類項目

日本標準職業分類の大分類項目及び中分類項目と一対一に対応している。

#### ②小分類項目

原則として日本標準職業分類の小分類項目に準拠して定めているが、職業紹介業務における必要性を考慮して項目を補正している<sup>8</sup>。

#### ③細分類項目

この職業分類における最小単位の分類項目であり、職業紹介業務に使用する<sup>9</sup>。

(注) 5.これは、日本標準職業分類の大分類及び中分類に設けられた分類項目との整合性をとるための措置である。

6.日本標準職業分類ではひとつの中分類に設ける小分類の数を9個までに制限しているが、この職業分類では職業紹介業務に必要な職業を小分類及び細分類に設定するため項目数には制限を設けていない。

7.この職業分類の改訂にあたっては、過去3回のいずれの改訂においても日本標準職業分類との整合性の確保を改訂方針に掲げている。なお、日本標準職業分類は第5回の改定(2009年12月)において統計法にもとづく統計基準として設定された。

8.この職業分類にのみ設定されている小分類項目は、日本標準職業分類の小分類項目を分割又は統合して設定したものである。あるいは日本標準職業分類の小分類に設けられた雑分類項目に該当する職業を小分類として独立させたものである。

9.細分類は、職務の類似性、職業紹介業務における求人・求職の取扱件数などを考慮してその上位の小分類を細分化したものである。したがって、小分類と細分類との関係は以下のいずれかになる。

##### ①小分類に設けられた細分類が1項目の場合

小分類に含まれる仕事と細分類に含まれる仕事は同一になる。

##### ②小分類に複数の細分類項目が設定されている場合

細分類のそれぞれに含まれる仕事をあわせたものが、その上位の小分類の仕事の範囲になる。

③細分類に雑分類項目を設けている場合

その上位の小分類に含まれる仕事のうち雑分類項目以外の項目に該当しないものは、雑分類項目に含まれる。

大分類の分類符号及び分類項目の名称、中分類・小分類・細分類の数は、以下の表のとおりである。

大分類	中分類	小分類	細分類
A 管理的職業	4	6	11
B 専門的・技術的職業	20	93	177
C 事務的職業	7	27	57
D 販売の職業	3	20	50
E サービスの職業	8	34	67
F 保安の職業	3	8	13
G 農林漁業の職業	3	12	35
H 生産工程の職業	11	105	340
I 輸送・機械運転の職業	5	23	48
J 建設・採掘の職業	5	24	52
K 運搬・清掃・包装等の職業	4	17	42
(計) 11	73	369	892

## (2) 分類項目の配列

この職業分類に設けられた分類項目の配列は、細分類を除いて日本標準職業分類の大分類、中分類、小分類のそれぞれの分類項目の配列順に準じている。

### ①大分類

大分類項目は、国際標準職業分類における大分類項目の配列順を考慮して上位に管理的職業、専門的・技術的職業、下位に主に身体を使って行う職業をそれぞれ配置している。

### ②中分類

大分類 H の中分類項目は、生産設備の制御・監視、製品製造・加工処理、機械組立、修理、検査という仕事の種類の配列になっているが、それ以外の分野では中分類の設定に際して考慮した点がそれぞれ異なるため、中分類項目の配列順は大分類、中分類ごとに異なっている。

### ③小分類

小分類項目の配列は、原則として日本標準職業分類の小分類項目の配列順に準じているが、日本標準職業分類に設けられた小分類を分割又は統合して項目を定めたものについては、日本標準職業分類の該当項目に対応する位置に配置している。また、日本標準職業分類に設定されていない小分類については、日本標準職業分類の該当中分類における最後尾の小分類に対応する項目の後に配置している。

### ④細分類

大分類 H の一部には日本標準産業分類に設定された分類項目の配列順に準じているものがあるが、全体としては細分類の設定に際して考慮した点がそれぞれ異なるため、項

目の配列は大分類、中分類、小分類ごとに異なっている。

### (3) 分類符号

この職業分類に使用する分類符号の表記は、次のとおりである。

#### ①大分類

アルファベット大文字で表記する。

#### ②中分類

大分類符号が A の大分類から順に、01 から始まる 2 桁数字で表記する<sup>10</sup>。

#### ③小分類

3 桁数字で表記する。その上位 2 桁までは中分類符号を表す<sup>11</sup>。上から 3 桁目の数字は 1 から 9 までの数字で表記し、数字「0」は使用しない<sup>12</sup>。上から 3 桁目の数字が 9 のものは、その項目が「その他の～」あるいは「他に分類されない～」という雑分類項目であることを表す<sup>13</sup>。

#### ④細分類

5 桁数字で表記する。その上位 3 桁までは小分類符号を表す。上から 4・5 桁目の数字は、小分類ごとに 01 から始まる 2 桁数字の一連の通し番号で表記し、数字「00」は使用しない<sup>14</sup>。上から 4・5 桁目の数字が 97、98、99 には、特定の意味を与えて使用している。97 は補助者や助手、98 は見習、99 は雑分類項目であることを表す<sup>15</sup>。

(注) 10.中分類符号は、必ずしも一連の通し番号になっているわけではない。

11.3 桁数字の小分類符号のうち上位 2 桁数字に該当する中分類が設定されていないこともある。これは、小分類に十進分類法を適用していないために 10 項目以上の小分類を設定している中分類があることによる。

12.3 桁目に 0 の数字を用いないのは、たとえば 03 という中分類項目を 3 桁数字で表す必要があるときに 030 と書き表すための便宜を考慮したものである。したがって、中分類 03 の小分類は 030 ではなく 031 から始まる。

13.中分類が雑分類項目であり、その中分類に設けた小分類が 1 項目のみの場合には、小分類符号の上から 3 桁目の数字は 1 ではなく 9 を使用する。なお、中分類が雑分類項目であっても 2 桁数字の中分類符号のうち 2 桁目の数字に特定の数字を使用することはしていない。

14.4・5 桁目に 00 の数字を用いないのは、たとえば 123 という小分類項目を 5 桁数字で表す必要があるときに 12300 と書き表すための便宜を考慮したものである。したがって、小分類 123 の細分類は 123-00 ではなく 123-01 から始まる。

15.細分類に設けている補助者・助手、見習、雑分類の分類符号は、ひとつの小分類に設定している細分類の数には関係せず、上から 4・5 桁目にそれぞれ 97、98、99 を使用する（ただし、中分類 37 の細分類に設定された助手の職業を除く）。

## 5. 分類項目の名称及び内容説明

### (1)分類項目の名称

大分類及び中分類の分類項目は職業のカテゴリーとして設定されている。このため項目名には職業の種類を表す表現を用いている<sup>16</sup>。他方、小分類及び細分類の分類項目は職業紹介業務における実務利用のための項目である。したがって項目名には人を表す表現、とりわけ雇用を想定した表現を使用し、仕事の種類に応じた共通の名称を用いている<sup>17</sup>。なお、細分

類の分類項目名は、職業安定法第 15 条の規定による、職業安定行政において共通して使用されるべき標準職業名に準ずる代表職業名である。

分類項目の名称は、次の原則にもとづいて表記を統一している。

ア 複数の職業名で構成され、それぞれの職業名がその一部を共有している場合  
符号「・」を用いて共有部分を統合する。共有する部分がない場合には、符号「、」で区切ってそれぞれの職業名を併記する。

イ 分類項目に含まれる仕事の一部を除外する場合  
項目名の末尾に括弧書きで「(～を除く)」と表記する。

ウ 雑分類項目

①中分類及びその下位に設定された小分類がともに雑分類項目ではない場合

小分類に設定された細分類のうち雑分類項目は「他に分類されない～」と表記する。

②中分類は雑分類項目ではないが、その下位に設定された小分類が雑分類項目の場合

小分類の項目名は「その他の～」と表記する。その小分類に設定された細分類のうち雑分類項目は「他に分類されない～」と表記する。

③中分類が雑分類項目の場合

中分類の項目名は「その他の～」と表記する。その中分類に設定された小分類のうち雑分類項目は「他に分類されない～」、その小分類に設定された細分類のうち雑分類項目は「他に分類されないその他の～」と表記する。

(注) 16.職業に従事しているものを表す表現が職業の種類を表す表現として広く用いられている分野では、中分類項目の名称に人を表す表現を使用している。たとえば、大分類 A の管理的公務員、役員、大分類 B の研究者、技術者、大分類 F の自衛官などである。

17.大分類及び中分類ごとに可能な限り共通の名称を使用している。たとえば、大分類 C では「～事務員」、大分類 G と K では「～作業員」、大分類 H では「～設備制御・監視員」及び「～工」を共通の名称として用いている。また、大分類 B の技術者の中分類では「～技術者」、大分類 D の営業の職業の中分類では「～営業員」に名称を統一している。なお、漢字表記の分類項目名は原則として送りがなを省略している。

## (2)分類項目の内容説明

大分類、中分類、小分類、細分類のそれぞれに設けられた分類項目は、主な仕事、この項目に含まれる仕事、この項目には含まれない仕事、類似・関連する仕事、職業名の例示で構成されている<sup>18</sup>。

ア 主な仕事

主な仕事に関する記述は、各分類項目の職業定義であるとともに当該項目に含まれる仕事の範囲を示すものでもある。記述は項目名によって表現が異なっている。項目名が職業の種類を表す場合には主な仕事又は作業を列挙している。一方、人を表す表現が項目名になっている場合には、ある一定範囲の仕事又は作業に従事する人を表す表現を使用している。

イ この項目に含まれる仕事、含まれない仕事、類似・関連する仕事

各分類項目に含まれる仕事の範囲を明確にするために次の3つの方法を用いている。

①「～を含む」という表現

主な仕事としては明記されていないが、ある特定の仕事又は作業がこの項目に含まれることを示す。

②「ただし、～」で始まる記述

この項目に含まれる仕事又は作業であっても、この項目に分類してはならないものを示す。

③「なお、～」で始まる記述

この項目に含まれる仕事又は作業に類似・関連するものであって、職業分類上の位置づけを間違いやすいものを示す。

ウ 職業名の例示

細分類の分類項目には、この職業分類の利用の便宜を考慮して職業名の例示を掲載している。当該項目に該当する例示職業名の先頭には「○」印、該当しないものには「×」印をつけている。

①配列

○例示職業名は原則として五十音順に配列しているが、五十音順以外の方法で配列することが適切な場合には、それに準じている。×例示職業名は分類番号順に配列している。分類番号が同じ場合には、五十音順又は任意の方法で配列している。

②例示職業名の選定<sup>19</sup>

○例示には、当該項目に含まれる職業名の中で代表的と考えられるものに限って掲載している。細分類の項目名がほとんど唯一の代表的な職業名である場合には、細分類項目名のみを掲げている。他方、×例示には、「ただし書き」及び「なお書き」に記述された職業、ならびに当該項目に間違っ分類されがちな職業を掲載している。

(注) 18.主な仕事は分類の階層を問わずすべての分類項目に記述しているが、「この項目に含まれる仕事」、「この項目には含まれない仕事」、「類似・関連する仕事」は、必要がある場合にのみ記述している。また、例示職業名は細分類項目にのみ掲載している。

19.○例示に掲載した職業名は、次の優先順序にもとづいて選定している。

①1999年版職業分類表に設定された細分類項目のうち今回の改訂で項目が廃止されたもの

②2008年版職業名索引に採録された職業名のうち当該分類項目に該当する代表的なもの

③上の②以外のものであって、当該分類項目に該当する代表的な職業名(たとえば、日本標準職業分類に掲載されている例示職業名、新たに収集した職業名など)

④当該分類項目に該当する一般的な職業名が使われていない場合には、仕事又は作業を表す表現を例示職業名として掲載しているものもある。

## 6. 職業の決定方法

この職業分類において求人・求職者の職業は、求人事業所の産業分類の区分、雇用形態、雇用期間とは独立に、その仕事にもとづいて決定する。

## (1)求人・求職者の仕事を単一の分類項目に分類する方法

求人申込書に記載された仕事内容又は求職票に記載された希望する仕事を単一の分類項目に分類する方法は、次の原則によるものとする。

### ア 仕事の内容が単一の細分類項目に該当する場合

求人申込書に記載された仕事内容又は求職票に記載された希望する仕事が細分類の単一の分類項目に該当する場合には、その項目を当該求人・求職者の職業とする。すなわち、まず、仕事の内容にもとづいて該当する大分類項目を選択する。次に当該大分類の中で同様の基準で中分類、小分類をそれぞれ決定する。当該小分類に設けられた細分類を選択する際、求人・求職者の仕事に該当する分類項目が設定されている場合にはその項目、設定されていない場合には雑分類項目にそれぞれ分類する<sup>20</sup>。

### イ 仕事の内容が複数の細分類項目に該当する場合

求人申込書に記載された仕事内容又は求職票に記載された希望する仕事を上述のアの手順にしたがって分類した場合、ひとつの小分類に設定された複数の細分類項目に該当するときには、従事する時間の長いものを当該求人・求職者の職業とする。しかし、小分類の異なる複数の細分類項目に該当するときには、以下の原則にもとづいて分類する。

(7) 従事する時間の長いものによる<sup>21</sup>。

(i) 上述(7)により難しい場合は以下による。

#### ①2つ以上の大分類項目にまたがる場合

財・サービスの生産に直接かかわる大分類を優先するという観点から、次にあげる大分類項目の順位による<sup>22</sup>。ただし、大分類符号がEからKまでの大分類間には優先順位はないものとする。

- E：サービスの職業
- F：保安の職業
- G：農林漁業の職業
- H：生産工程の職業
- J：建設・採掘の職業
- K：運搬・清掃・包装等の職業
- I：輸送・機械運転の職業
- B：専門的・技術的職業
- D：販売の職業
- A：管理的職業
- C：事務的職業

#### ②1つの大分類内又は中分類内の複数の項目に該当する場合

- a 該当する複数の項目が、ひとつの財を生産する過程における異なる段階である場合は、主要工程又は最終工程に該当するものによる。
- b 上述aにより難しい場合は、該当する複数の項目の中で十分な仕事遂行のために必要となる経験年数、研修期間などが最も長くかかるものによる。



- (注) 20.細分類は、その上位の小分類に含まれる仕事を網羅するように設定されている。したがって細分類に雑分類項目が設定されていない場合には、設定されているいずれかの細分類項目に分類する。
- 21.仕事内容に応じて大分類ごとに従事する時間を推計し、まず最長となる大分類を選択する。次に当該大分類の中で同様の基準で中分類、小分類、細分類を決定する。たとえば、求人票に記載された職種が部課長・店長・支配人などの管理職であっても、仕事の内容が経営・管理のほか、それ以外の一般労働者の従事する仕事と同じものを含む場合には、従事する時間の長いものを当該求人の職業とする。
- 22.大分類符号がIからCまでの大分類の職業は、大分類符号がEからKまでの大分類の職業が行う財・サービスの生産活動を管理・支援し、又は生産された財を流通させる職業と考える。

## (2) その他の特殊な取り扱い

### ア 資格・免許

(7)公的資格又はそれに準じた資格を要件とする仕事であって、当該資格名をもって分類項目が設けられている場合、当該項目には有資格者のみを分類する。

(1)公的資格又はそれに準じた資格であっても、当該資格名をもって分類項目が設定されていない場合には、求人の仕事内容又は求職者の希望する仕事に即して該当する分類項目に分類する。

### イ 見習、補助者、助手

見習、補助者、助手の仕事进行分类する方法は、次の原則によるものとする。

(7)見習、補助者、助手の分類項目が設定されている場合

求人申込書に記載された仕事内容又は求職票に記載された希望する仕事が見習、補助者、助手であって、それに対応する分類項目が設定されている場合には、その項目に分類する。

(1)見習、補助、助手の分類項目が設定されていない場合

①公的資格又はそれに準じた資格を要件とする仕事については、当該資格を有しない見習・補助者・助手は、有資格の本務者と同じ内容の仕事には就けず、異なる仕事を行うものとみなし、その内容に即して本務者とは別の項目に分類する。

②公的資格又はそれに準じた資格を要件としない仕事であって、見習・補助者・助手が行う仕事については、その内容が本務者のものと類似している場合には本務者と同一の分類項目に分類する。その内容が本務者のものと異なる場合には、その内容に即して該当する分類項目に分類する。

### ウ 職場のリーダー

それぞれの職業に従事する一般の労働者と同じ仕事に携わりながらも、労働者の監督、作業手順の決定、仕事の割り当て、仕事の仕方の指導などの管理的な性質の仕事にも従事する職場のリーダー・スーパーバイザー・責任者・職長・班長・組長などは、当該一般労働者と同じ分類項目に分類する。